

## 出産育児一時金の増額について（条例改正の概要）

### 1 概要

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月から出産育児一時金を50万円に引き上げることとされたことに伴い、出産育児一時金の支給額を増額するため、小平市国民健康保険条例を一部改正するもの。

### 2 改正の内容

出産育児一時金は、保険者にその実施が義務付けられている法定給付である。その給付内容については条例で定めることとなっており、小平市国民健康保険条例第4条に出産育児一時金を世帯主に支給することを定めている。その支給額を46万円から50万円に改正する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日